

平成28年(ワ)第12785号 第17680号 第28219号 損害賠償等請求事件

原告 部落解放同盟 外247名

被告ら 示現舎合同会社 外2名

2018年3月12日

準備書面7

(被告準備書面(5)に対する反論)

東京地方裁判所民事13部 御中

原告ら代理人弁護士 河村 健夫

同

山本 志都

同

指宿 昭一

同

中井 雅人



原告らは本準備書面で、被告準備書面(5)「第1」～「第4」及び「第7」に対する反論を行う。

第1 被告ら準備書面(5)の「第1」に対する反論

1 被告らの主張は、全くの的外れであること

被告らは、原告らがその「準備書面4」の「第1」において部落差別解消推進法が成立したこと、同法が憲法13条(個人の尊厳)を踏まえた基本原則を同法2条の「基本理念」に掲げていること、同法は被告らが「復刻版 全国部落調査」の発行を企んだことを立法事実として制定されていることなどを指摘したことに對し、るる、反論している。

しかしながら、被告らの主張はいずれも、原告による上記主張を完全に認め

ているか、原告による主張を(故意にか、読み解き無能力ゆえの過失かは不明であるが)取り違えて「反論」しようとするものであり、全くの的外れな内容となつてゐる。

以下、端的に指摘する。

2 部落差別解消推進法の成立とその内容に関する被告の主張が的外れであること

被告は、部落差別解消推進法の成立とその内容に関して「成立したことと、その内容については認めるが、その余は争う」と主張する(被告ら準備書面(5)の1頁)。

しかしながら、「その余は争う」などと言っても、もともと原告による主張内容自体が部落差別解消推進法の成立経緯と条文の引用のみなのであるから(原告ら準備書面4の2頁)、「その余」部分などはもともと存在しないのであって、被告らによる主張は論理矛盾であり、失当である。

被告らは「部落差別解消推進法は…未来永劫「部落差別が存在する」ことを想定するものではない」などとも記載しており、善解すれば、当該記載をもって「その余は争う」と言いたいのかもしれない。

しかしながら、原告らは「部落差別解消推進法は…未来永劫「部落差別が存在する」ことを想定する」旨の主張を一切していない。そのことは原告ら準備書面の記載から明白である。

要するに、被告らによる主張は、原告らが主張すらしていないことに対して「反論」しようとするものであって、訴訟上全く無意味である。

3 部落差別解消推進法の基本原則に関する被告の主張が的外れであること

被告らは、「部落差別解消推進法のないようは…一般国民の権利義務を規定したものではなく、本件とは無関係である」と主張する(被告ら準備書面(5)の2頁)。

しかしながら、原告は同法について一般国民の権利義務を規定する法律である旨の主張を一切していない。

被告らの主張はまたしても的外れであって、反論の体をなしてない。

4 部落差別解消推進法の制定に際し、被告らの本件行為(復刻版全国部落調査

の出版の企みなど)が立法事実として考慮されたことは明らかであること

被告らは、部落差別解消推進法の制定に際し、被告らの本件行為(復刻版全国部落調査の出版の企みなど)が立法事実として考慮された旨の原告らの主張は「ミスリードである」などと反論する(被告ら準備書面(5)の2頁)。

そして、被告らが「ミスリードである」とする根拠については、和歌山県における集会をもって「(法制定が)既定事項」となっていたということと、同法が一般国民の権利義務についてなんら盛り込んでいないということをあげる。

しかしながら、被告らは、法案審議において、被告らによる復刻版全国部落調査の出版の企みなどが何度も取り上げられた事実については、全く反論することができず、沈黙を余儀なくされている。法案審議において、同法1条「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことの具体例として、被告らの復刻版全国部落調査の出版の企みなどが取り上げられていた経過は明白であって、立法事実として考慮されたこともまた明白である。

なお、原告らは、「部落差別解消推進法が一般国民の権利義務について規定を置いているから、被告らの行為が同法制定における立法事実として考慮された」旨の主張は一切行っていない。またしても、被告らの主張は的外れである。

第2 被告ら準備書面(5)の「第2」に対する反論

1 被告らの主張は、仮差押に関する保全抗告審で一蹴されていること

被告らは、その準備書面(5)の「第2」において、被告官部が「同和地区.みんな」における記事掲載責任について、るる、これを否定する主張を行っている。

本件訴訟には先行して複数の仮処分・仮差押事件が存在するところ、その1つである、被告官部の所有不動産に対する仮差押命令に関する保全抗告事件において、被告官部は、本件訴訟における上記主張とほぼ同一の主張を行った。

しかしながら、被告官部の当該主張は東京高等裁判所によって一蹴された。

保全抗告に関する東京高等裁判所平成29年12月28日決定(甲126)は、本件訴訟で被告らが提出した書証とほぼ同一の証拠関係のもとで、

「抗告人は、同和地区 Wiki に掲載された記事について発信者に対して削除を要請し、又は、自ら削除する権限を有していたことが、一応認められる」と判断し、被告官部が同サイトの管理者としての権限を有していることを明快に

認めている。

なお、被告宮部は、上記東京高等裁判所の決定に対し、許可抗告や特別抗告などの不服申立て手続きを取らなかった。

本件に先行する仮処分決定に対しては、保全異議・保全抗告・許可抗告・特別抗告と、ありとあらゆる不服申立て手続きをとってきた被告宮部は、上記高等裁判所の決定に対してのみ不服申立て手続きを取らなかった。その結果、被告宮部の行為に対して明快に部落差別を助長するものと認定し、人格権の内容として「差別されない権利」が認められるとした横浜地方裁判所相模原支部による異議審の判断が確定した。

要するに、被告宮部らを含む被告らは、上記サイトの管理者としての責任を認めた東京高等裁判所の判断に対し、争うことを諦めたということである。

2 被告らの主張はには何ら信用性ある立証がなされていないこと

被告らは、「同和地区 Wiki」について、「毎日のように匿名の利用者によって頻繁に編集されていた」と主張し(被告ら準備書面(5)の5頁)、その主張の根拠として乙206号証、同207号証をあげる。

しかしながら、乙206号証、同207号証の記載内容から「匿名人が毎日のように編集していた」と言えるかどうか自体に疑義があることに加え、百歩譲って同号証らから「同和地区 Wiki の記事を編集した人物が匿名で記録されていた」からといって、被告宮部が編集にタッチしていなかったことにはならない。

被告宮部は「同和地区 Wiki」(=同和地区.みんな)サイトを開設したこと自体は認めており、同サイトにおいて利用者に管理者権限や削除・編集権限を付与することができる、もつとも高位の管理権限を有する「ビューロクレット」となっていたことは認めている(被告ら準備書面(5)の3頁)。

このような地位にある被告宮部が、あたかも他数人が編集に関与しているかのように偽装するために、tottoriloop 名義以外の匿名を偽装して書き込んだ可能性も濃厚なのであるから、匿名による編集が存在したと仮定したところで、被告宮部が同サイトの管理者であるとの結論にはいささかの搖るぎもない。

乙乙206号証、同207号証は、その右上に記載された日時から見て2016年4月9日にアーカイブサイトに登録された情報と思われるが、

同日、被告宮部はツイッター上で「鳥取ループ」名義を使って



鳥取ループ@示現舎 @tottoriloop · 2016年4月9日
ウェブサイトにも削除の仮処分申立てをされた

1 2 4

などと投稿している(当該投稿は、現在も削除されずに残っている)。

被告宮部は、乙206号証・乙207号証について、「ウェブページを保存するサイト…に残されていた」などと、あたかも第三者が記録したものであるかのように記載している(被告ら準備書面(5)の5頁)。

しかしながら、わざわざ、4月9日にアーカイブサイトに乙206号証等を保存しようとする人間は被告らにおいて他になく、乙206号証等は被告らによって保存されたと考えるのが自然である。

それにもかかわらず、「ウェブページを保存するサイト…に残されていた」などと主張して自らの関与を否定しようとする被告らの振る舞いからして、乙206号証等の信用性は極めて低い。

3 被告宮部が、過去に「同和地区 Wiki」(=同和地区.みんな)の管理人であることを自認しておりながら、本件提訴後、当該投稿を削除していること

被告宮部は、2016年3月28日に、鳥取ループ名義のツイートで



鳥取ループ@示現舎 @tottoriloop · 3月28日
突然ですが、同和地区Wiki管理人を辞めます。もう、私が関わらなく
ても日々編集されてますからね。

4 3 ...

と投稿している。

この投稿をした被告宮部が、本件訴訟においては「自分は同和地区.みんなサイトのドメインを所有してはいるが、管理者ではない」旨の主張を満展開しているのである。

なお、同ツイートはその後現在に至るまでのいずれかの時点で削除されている。被告宮部はこのような「小細工」を平気で行う人物なのである。自らが「同和地区 Wiki」(=同和地区.みんな)の管理人であるツイートを削除する動機はもちろん、被告宮部が「同和地区 Wiki」(=同和地区.みんな)の管理人であったという真実を裏付ける証拠を可能な限り隠しておきたいからである。

4 小括

以上から、被告らによる反論には全く理由はなく、被告宮部が「同和地区 Wiki」(=同和地区.みんな)の管理人であり、当該管理人としての責任を負うことは明らかである。

5 ミラーサイトに関する被告らの主張が反論の体をなしていないこと

なお、被告らは、いわゆる「ミラーサイト」(=同和地区.com)に関しても自らの関与を否定する主張を繰り行っているが、

「いわゆる「同和地区 wiki ミラーサイト」で原告らが言うような編集があつたという事実については、特に争わない」

として、本件訴訟記録に関する閲覧禁止の措置がなされているにもかかわらず、本件訴訟提起後に本件訴訟における当事者目録の記載に沿う形で「部落解放同盟関係人物一覧」の記載内容が書き換わったことについては認めている。

その上で、過去に解放同盟滋賀県連の支部の名簿が流出したことなどをあげて「原告解放同盟は、不満分子を抱えており、そのような人物が「部落解放同盟関係人物一覧」の作成に関わっている」とし、「(本件訴訟は)解放同盟が組織を挙げて関わっているのだから、原告一覧の内容を抗告人らしか知り得ないというのは失当である」と主張する(被告ら準備書面(5)の8頁が援用する、被告ら準備書面(5)の31頁以下)。

しかしながら、本件訴訟における当事者目録という形式をとった情報の集積体と滋賀県連の1支部の名簿とはその性格を異にするから被告らの主張はそもそも前提を欠くものであるし、仮に「不満分子」なるものが存在したとしても自らの名誉やプライバシーを毀損する「部落解放同盟関係人物一覧」の記載を原告の目録に従い書き換えるなどという荒唐無稽なことをするはずがなく、被告らの主張はいずれも全く説得力がない。

被告らが、本件訴訟提起後に本件訴訟における当事者目録の記載に沿う形で「部落解放同盟関係人物一覧」の記載内容が書き換わった点を認めることこそが重要であり、かかる事実は「ミラーサイト」(=同和地区.com)の編集に被告らが関与していることを裏付けている。

第3 被告ら準備書面(5)第3への反論

1 当該箇所における被告らの主張の概要

被告らは、当該箇所において、「事実関係については特に争わないが、原告らによる憶測、評価については争う」としている(8頁)。

つまり、被告らのいう「事実関係」とは、原告ら準備書面4・第3で原告らが主張した事実であり、被告らは、その点については認めているのである。『復刻・全國部落調査』(甲55)及び『小林健治と有田芳生に対抗する全国部落解放協議会 5年のあゆみ』(甲58)(以下『あゆみ』という)は本件出版予定物と同一内容の書籍であること、全国部落解放協議会は被告官部が立ち上げた「実験」のための組織であり、そこでは「会員限定」と称して本件出版予定物と同一内容あるいはそれを利用しやすく加工したデータを頒布していることについては、被告らは争っていない。

被告らは、前記の書籍の販売も全国部落解放協議会の結成も「本件における原告らの主張、原告らの過去の言動等の矛盾を皮肉る意味がある。本件出版物の【原文ママ】公開しようとしている意志とはまた別の、表現活動である」(8頁)と主張しているが、被告らの本音はここに露呈している。被告らが、「本件出版予定物と甲55や甲58は『別の性質』のものである」といくら言いなそうと、それらは全て、差別の意図をもって被差別部落の名前を一覧性を有する形で公開することで、原告らを困惑させ、損害を与えることを意図して行われたものであることを、被告らは自認しているのである。

2 『復刻・全国部落調査』について

原告ら準備書面4で述べたとおりであり、新たに反論しなければならない点はない。被告らは最高裁平成26年12月5日判決を引用している(9頁)が、同判決は「文書」の同一性に関する判断基準を示したものではなく、単に「同和地区地域総合センター要覧」の記載の性質に触れるとともに、地域総合センターの設置管理条例中の規定内容は、地区名称を直ちに意味しないという当然のことを述べただけである。原告らが指摘しているのは、『復刻・全国部落調査』の内容が本件出版物の内容と同一であり、出版目的も同一であるということであり、被告らの主張は全くかみあつた反論になっていない。

また、『復刻・全国部落調査』にISBNやバーコードが印刷されていることから、被告らの「単なる裁判の資料」という言い訳が通るはずもないことを指摘したのに対して、「1部からでも印刷できる」などと主張している(9頁)が、これも全く的外れの反論

である。被告らは、甲56についてISBNや販売のためのバーコードを準備し、印刷し、いつでも頒布できるようにし、2016年4月12日にはツイッターで甲56の印刷用のデータを公開しているのだから、同年3月28日に出された出版仮処分決定を潜脱する目的で、甲56を出版し広めようとし(一部についてはその意思を実現したことは明らかである。

3 『あゆみ』について

被告らは、『あゆみ』は原告らの関係団体の過去の出版物に類似しているというが、その例としてあげられている書籍はいずれも、そもそも被差別部落のリストではなく、対象地区がごく狭く、公衆に流布することが想定されていない、研究もしくは調査のための資料であって、本件出版物と同一の内容である『あゆみ』とは全く異なるものであって、類似している点を見いだすことはできない。

そもそも、被告ら自身が『あゆみ』を販売するネット上のオークションでは、「話題の部落地名総鑑の原典、『全国部落調査』の各府県別部落調査が掲載されています」と売り込み、出版禁止で話題になり、一定の人たちの関心が集まっているこの機に乗じて、同一内容の書籍を売り出そうとしていることを認めているのだから、被告らの主張に対しては反論する必要もない。

なお、被告らは「何が『部落地名総鑑』でない【原文ママ】のかそうでないのか、原告らは恣意的に、場当たり的に判断している」と主張しているが、原告らは「部落地名総鑑」にあたるのかどうかという観点から本件出版予定物について違法性があると主張しているわけではないから、被告らの主張は無意味である。

また、全国部落解放協議会という団体に(少なくとも『あゆみ』を発行するまでの間について)実態がなく活動実績がないことについて、被告らは争っていないのだから、全国部落解放協議会なる組織が、本件出版禁止を潜脱するために利用されたものであることは明らかである。

第4 被告ら準備書面(4)第4に対する反論について

1 インターネットによる人権侵害から生じる損害

被告らの不法行為によって生じている具体的な損害については、原告らの陳述書により、具体的に立証する。それら損害は、原告ら準備書面4で原告らが主張した「インターネットを利用した差別事件の特質」をそれぞれ有している。

被告らは、被告官部が「鳥取県内の同和地区(被差別部落)」という地図をインタ

一ネット上に掲載したことについて縷々経過を述べている(13~17頁)が、このうち事実関係は知らないし否認(上記サイトが現在も存在し、インターネットで「鳥取 同和」「鳥取 部落」と検索すると上位に出てくる状態であることは認める)。

被告らは、結婚差別の事例として自分から被差別部落出身だと言ったら相手の家族に反対されたことをあげるのはおかしい、と主張し、「自分から言わなければ分からぬものを、あるいは分かったとしても誰も機にしていなかつたものを、自分から『被差別部落出身』と言えば『面倒くさいやつ』『頭がおかしいのではないか』と思われても当然である」と述べ(16頁)、被差別部落出身者が自分で部落出身者であることをカミングアウトすることを「頭がおかしい」行為であると自らの差別性をむき出しにしながら非難している。しかし、改めて主張するまでもなく、被差別部落出身者が自分自身でそのことを安心して明らかにできなければ、差別が解消されたとはいえない。被差別部落出身者に沈黙することを強いて、そのことによる苦痛や暴かれることの恐怖を押し付けながら、そのように黙っていることが望ましく、黙っていない者は排除されて当然、というのは、典型的な差別であり、被告らが一貫して差別的な意識に基づき、様々な言動を行っていることは、この主張のみから明らかであると言わざるをえない。

2 原告個人らのプライバシーの侵害

被告らは、原告個人らと被告出版予定物や被告らが関与してインターネット上に掲載された個人情報と原告個人らとの関係が明らかではないと主張している(18頁)。

原告らの立証活動は、被告らが裁判記録を、個人情報を含む状態でインターネット上に掲載したり、別事件の裁判記録一式についてインターネット上のオークションで第三者に譲渡したりするという、常識を越えた行動をとっていること、被告らが原告らに対して、差別意識を基礎に持つ、強い対抗意識・忌避意識を持っていることから、悪意をもって個人情報を利用することが相当程度の蓋然性を持って予想されることなどから、どうしても制約を受けざるをえない(この点については、裁判所も認識を同一にしていると思われる)。そのような自己自身の言動を棚に上げて、被告らが前記のような主張を行っている点について、まず指摘する。

その上で、一般的に、誰がどの場所の出自かを特定することが部落差別の前提であること、そのことから、どの「場所」が被差別部落に該当するかという情報がきわめて重要な中核的情報であること(だからこそ、特定の土地が被差別部落かどうか

を調査し、被差別部落であると判明すれば排除の対象とする「土地差別」が発生する)については、原告ら準備書面4で述べたとおりである。

被告らは、「ある集団と人格権の関係が問題になった過去の裁判例」として、「アイヌ民族」「フランス語話者」「日本人」という集団に対する差別的発言によって、その集団に属する特定個人の人格権が侵害されたとみるかについて判断された裁判例を引用している。しかし、原告らは、本件訴訟の対象として、「被差別部落民」に対する差別的発言を問題にしているのではなく、個々の原告の直接の人格権侵害を請求の理由としており、これらの裁判例とは全く事案を異にし、被告らの主張は的外れというほかない。

被告らはここでも、「『被差別部落出身者』についてはいわゆる解放令で廃止されて以降、法律により認定されたことはないし、そもそも存在してはならないものである」として(19頁)、法律で認定されなければ(あるいは固定的な定義がなければ)、そのものは存在してはならず、存在していないという特異な認識に立って、「人格権の侵害はありえない」という結論を導いているが、法律がその存在を認めようが認めまいが、あるいは定義があろうがなかろうが、そこに人格権の侵害があると認められれば、それは法的に是正されなければならない、訴訟でそれによった損害を賠償するように求められれば、それは賠償されなければならないものなのである。

第5 被告準備書面（5）第7への反論

1 「1 プロバイダ責任制限法により、被告らは特定電気通信役務提供者として賠償の責めに任じないこと」について

(1) プロバイダ責任制限法が適用されないこと

プロバイダ責任限定法は、その規定に従った対応をとったプロバイダ等の責任を免責（限定）する法律なのであって、悪質な情報発信を行った加害者を免責する法律ではない。したがって、原告が訴状・準備書面1～6で述べたとおり、悪質な情報発信を続ける被告は、プロバイダ責任制限法により免責されることはない。

また、特定電気通信役務提供者とは、「特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者をい

う。」（プロバイダ責任制限法2条3号）。この「他人の通信を媒介」とは、他人の依頼を受けて、情報をその内容を変更することなく、伝達・交換し、隔地者間にある他人と他人の通信を取り次ぎ、または仲介してその完成に寄与することをいう。原告が訴状・準備書面1～6で述べたとおり、客観的事実から、被告宮部がウェブサイト「同和地区wiki」を運営管理していたことは明白なのであって、しかも、ほとんどの投稿は被告自らが行ってきたと認定できる。そうすると、被告宮部は、ウェブサイト「同和地区Wiki」で自ら情報発信をしていただけであり、何ら通信の取次や仲介をしていない。そのため、被告宮部は「特定電気通信役務提供者」に該当しない。

(2) プロバイダ責任制限法が適用されたとしても免責されないこと

仮に、被告宮部が「特定電気通信役務提供者」に該当するとしても、被告宮部は、「同和地区Wiki」開設当初から、「同和地区Wiki」の内容を自ら管理・編集し続けており、その内容を熟知していたといえる（甲18・6～7頁、甲31）。また、甲31では、第190回国会質問第一〇四号「同和地区Wikiに関する質問主意書」（提出者提出者 初鹿明博 衆議院議員）が引用されている（甲32）。この質問主意書に記載されているように被告宮部は、法務局の削除要請により一時削除されたにもかかわらず、プロバイダを国内から海外に移し、「同和地区Wiki」を晒し続けることに拘泥したのである。さらに、被告宮部が、被差別部落所在地情報の公開に強く固執していることからすると、「自ら開設した『同和地区Wiki』の掲載された記事内容については、常日頃から十分にチェックし、把握していたもの」と考えるのが合理的であり、そのことは、準備書面4の第2に記載した各事情からも明白である。そうすると、被告宮部は、「情報の送信を防止する措置を講じるべきなのであって、そのような措置を取ることなく放置した場合には、被告自身が当該情報を掲載したと同視し得るものとして、当該違法な情報により生じた損害に対する賠償責任を負うものというべきである」とする本事件の仮処分異議審である横浜地方裁判所相模原支部決定（甲79）の判断は、け

だし妥当である。

それゆえ、被告宮部は、「部落解放同盟関係人物一覧」も含め「同和地区Wiki」で公開されている内容を熟知していたといえる。したがって、被告宮部が、「情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていた」のは明らかである。

したがって、被告がプロバイダ責任制限法によって免責されることはない。

2 「2 過去に、解放同盟から個人情報がインターネット上に流出した事案があったこと」について

被告らは、解放同盟から名簿が流出する事件があったことをもって、「被告宮部のブログが利用された」「原告らが…いつでも削除などの対応ができた」「不満分子を抱えており…そのような人物が『部落解放同盟関係人物一覧』の作成に関わっていることは十分考えられる」などと責任逃れの主張をしている。

しかし、名簿流出事件が事実であったとしても、被告宮部の「同和地区Wiki」の運営（開設や自身の書き込み行為も含む）責任が正当化されるわけではない。

インターネットの世界におけるプライバシー侵害は、個人情報の情報収集段階のみならず、保存、利用、開示、共有のあらゆる段階で生じる。被告らが主張するような「名簿流出」といったものは、情報収集段階で生じるプライバシー侵害である。しかし、インターネット世界におけるプライバシー侵害は、大量の個人データが保存・蓄積されたインターネット上の情報の拡散力と永続性という特徴により、情報収集後の段階での被害が深刻となる。この点、最高裁平15年9月12日・民集57巻8号973号（江沢民講演会

事件) も、収集後の情報の利用・開示・共有の段階におけるプライバシー侵害を重視した判決だといえる。

本件では、被告宮部による「同和地区wiki」運営（「解放同盟関係人物一覧」ページの立ち上げ等も含む。）は、まさに情報収取後の利用、開示、共有の段階であり、インターネット世界及び現実世界における深刻な被害を惹起させる行為である。このように被告宮部は、自己が重大なプライバシー侵害等の人格権侵害をしておきながら、そのことによる被害から目を背け、ごく限られた範囲での「名簿流出」を取り上げ、責任逃れをしようとしているのであり、権利侵害行為そのものはもちろん、その後の対応も含め、極めて悪質である。

3 「匿名の人物が、現在執拗に相手方らを誹謗中傷していること」について

(2)については論旨不明なため、反論できない。

(1)(3)については、被告宮部が「同和地区. com」に関与していない旨繰々主張するが、原告準備書面4の第2の2で述べた被告宮部が「同和地区. com」の運営ないし同ウェブサイトへの書き込み等の関与をしていることへの有効な反論になっていない。むしろ、「過去の相手方の発言をあてつけのよう掲載するために、広くは頒布されなかつたはずの、昭和63年の解放新聞埼玉版まで引っ張り出しており、相手方ないしは部落解放同盟に対して相当な恨みを持ち、なおかつ部落解放運動にかなり精通しているかプロの研究者でもなければ簡単にはできないことである。」（32頁）という被告ら主張は、被告宮部による「同和地区. com」の運営ないし関与を自白しているも同然である。現に被告宮部が戦前の資料である「全国部落調査」を独自に取得し、「全国部落調査」そのものを電子化して、または「全国部落調査」を活字化してウェブサイトに掲載していること、本訴訟における被告宮部の主張や乙号証の提出状況からして、被告宮部が「相手方ないしは部落解

放同盟に対して相当な恨みを持ち、なおかつ部落解放運動にかなり精通している」ことに疑いはない。

したがって、このような被告らの主張から、被告宮部が「同和地区.com」の運営ないし同ウェブサイトへの書き込み等の関与をしていることがますます明らかとなつた。

以上